

# 普通保険約款 ～地震被災者のための生活支援費用保険（全壊型）～

## 第1条（保険金をお支払いする場合）

弊社は、次の表に定めるところにより保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする事由	お支払金額	保険金受取人
地震被災費用保険金	被保険者のお住まいが、保険期間中に、地震等による損害を被り、その結果として政府の定める災害の被害認定（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知および平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知に基づき、地方自治体が調査を実施のうえ行う地震等による損害の認定をいいます。以下、「被害認定」といいます。）により全壊の認定を受けたこと	30万円	被保険者
震度6強被災保険金	保険期間中に、被保険者のお住まいのある市区町村内で、気象庁が発表する震度の階級が6強以上となる地震（以下「震度6強以上の地震」といいます。）が発生したこと	5万円	被保険者
	保険期間中に、被保険者のお住まいのある市区町村内に地震が発生し、気象庁が、その発生した地震について震度を発表することができない場合であって、弊社が、その市区町村内に震度6強以上の地震が発生したと認めたこと		

2. 弊社は、次の表の中欄に定めのお支払金額制限事由が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、前項に定める保険金をお支払いする事由が発生しても、前項に定めるお支払金額をお支払いしません。この場合には、次の表の右欄に定める取扱とします。

保険金の種類	お支払金額制限事由	お支払金額等の取扱
地震被災費用保険金	地震被災費用保険金が支払われる前に震度6強被災保険金が支払われたとき。ただし、この保険契約の保険期間中に震度6強被災保険金が支払われた場合に限り（右欄において同じとします）。	30万円から、支払われた震度6強被災保険金の合計額を控除した金額（お支払金額=30万円-5万円×N） *Nは、この保険契約の保険期間中に支払われた震度6強被災保険金の支払回数を示します。
震度6強被災保険金	前項の震度6強被災保険金の保険金をお支払いする事由に該当する地震により被保険者のお住まいが被災し、政府の定める災害の被害認定により全壊の認定を受けたとき	震度6強被災保険金はお支払いしません。
	前項の震度6強被災保険金の保険金をお支払いする事由に該当する地震の発生日から遡って100日以内に震度6強以上の地震が同一の市区町村内で発生していたとき	

## 第2条（保険期間と支払責任との関係）

1 保険期間中に弊社がこの保険契約により被保険者にお支払いする保険金の総額は、保険証券等に記載される保険金額を限度額とします。  
2. 弊社は、被保険者のお住まいが、保険期間中に地震等による損害を被り、その被害認定が保険期間終了後になされた場合であっても地震被災費用保険金をお支払いします。

## 第3条（用語の定義等）

この約款において使用する用語は、それぞれ次の定義に従うものとします。

- (1) お客様  
保険証券等に記載された保険契約者をいいます。
- (2) 被保険者  
保険証券等に記載された、この保険の補償の対象となられる方をいいます。
- (3) 保険証券等  
この保険契約の保険証券または保険契約継続証をいいます。
- (4) 弊社  
この保険契約をお引受けする日本震災パートナーズ株式会社をいいます。
- (5) 保険期間  
この保険契約により被保険者のお住まいを補償する期間のことで、保険証券等に保険期間の始期として記載された日の午前0時に始まり、保険期間の終期として記載された日の午後12時に終わります。
- (6) 地震等  
地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
- (7) 地震等による損害  
地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失により生じた損害をいいます。
- (8) 防災証明書  
政府の定める災害の被害認定に係る運用基準に基づき、地方自治体が、地震等による損害を被った家屋について調査を実施のうえ、「全壊」、「半壊のうち大規模半壊」および「半壊のうち大規模半壊に該当しないもの」の区分により被害程度を証明するもので、各

- 地方自治体から発行されます。
  - (9) 被保険者のお住まいのある市区町村  
気象庁が発表する震度の階級が6強以上となる地震が発生した時に被保険者のお住まいが所在している地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第1条の3に定める普通地方公共団体である市町村および同法第281条に定める特別地方公共団体である特別区のことをいいます。
  - (10) 気象庁が発表する震度  
気象庁、地方公共団体および独立行政法人防災科学技術研究所が設置する震度計により観測された震度であって、気象庁が発表する地震・火山月報（防災編）付表により公表された震度のことをいいます。
  - (11) 被保険者のお住まい  
被保険者が居住する住宅（共同住宅の居住部分を含みます。）をいいます。ただし、保険証券等に記載された住宅に限り（以下）をいいます。
  - (12) 同居  
被保険者のお住まいと同一の住宅において、被保険者と日常の起居をともにしている状態をいいます。ただし、住民票において被保険者と世帯を別に登録している場合など、明らかに被保険者と独立した世帯に属している場合は除きます。
2. 弊社が、この保険契約において、お客様に通知を行う場合は、保険証券等に記載されたお客様の住所（以下「お客様の住所」といいます。）にあてた書面または保険証券等に記載されたお客様の電子メールアドレス（以下「お客様のメールアドレス」といいます。）にあてた電子メールによりこれを行います（以下、「お客様に対する通知」といいます。）。

## 第4条（他の保険契約との関係）

被保険者のお住まいについて、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）第2条（定義）第2項に定める地震保険契約が締結されている場合においても、この保険契約により支払われる保険金は減額されません。  
2. 被保険者のお住まいについて、被保険者または被保険者と同居する方が、地震被災者のための生活支援費用保険（半壊型）または地震被災者のための生活支援費用

保険（全壊型）をこの保険契約と重複して契約（以下この項において総称し「重複契約」といいます。）している場合において、この保険契約と重複契約のそれぞれから同一種類の保険金が支払われるときは、弊社は、この保険契約から保険金としてお支払いする額を、次の算式に基づいて削減することがあります。

$$\frac{\text{この保険契約から保険金としてお支払いする額}}{\text{この保険契約および重複契約について、それぞれ第1条（保険金をお支払いする場合）第1項または第2項の規定に基づき計算されるお支払金額のうち最低の額}} \div \text{この保険契約と重複契約の合計契約数}$$

## 第5条（保険金をお支払いしない場合）

第1条（保険金をお支払いする場合）第1項に定める保険金をお支払いする事由に該当した場合であっても、弊社が保険金をお支払いしない事由は次のとおりとします。

保険金の種類	お支払いしない事由
地震被災費用保険金	次の各号に掲げるいずれかの事由により地震等が発生した場合における損害または地震等が発生した場合において次の各号に掲げるいずれかの事由により生じた損害に対しては、地震被災費用保険金をお支払いしません。 ア お客様、被保険者、被保険者と生計を一にする親族またはそれぞれの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 イ 前号に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ウ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。） エ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下、この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性を直接または間接の原因とする事故
震度6強被災保険金	次の各号に掲げるいずれかの事由により地震等が発生した場合には、震度6強被災保険金をお支払いしません。 ア お客様、被保険者、被保険者と生計を一にする親族またはそれぞれの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 イ 前号に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ウ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。） エ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下、この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性を直接または間接の原因とする事故

2. 弊社は、保険期間が始まった後であっても、この保険契約の保険料を領収する前に生じた第1条（保険金をお支払いする場合）第1項に定める保険金をお支払いする事由に対しては、保険金をお支払いしません。

## ■ 第 6 条 (保険契約の申込み)

- 弊社に対して保険契約の申込みをしようとする方は、次の各号に掲げるいずれかの方法により保険契約の申込みをすることができます。
- (1) 弊社が定める保険契約申込書(以下、「申込書」といいます。)に所要の事項を記載し、これを弊社に送付すること
  - (2) 弊社の運用するインターネット上の契約情報画面(以下、「契約情報画面」といいます。)に所要の事項を入力するとともに、契約情報画面の内容を確認したうえで、これを弊社に送信すること
2. 前項の規定により、弊社が申込書の送付または契約情報画面の送信を受けたときは、弊社は保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、お客様の住所またはお客様のメールアドレスあてに保険料および引受内容を記載した通知書を送付します。
3. お客様は、前項の通知書を受領したときは、遅滞なく通知書に記載された保険料を通知書

## ■ 第 7 条 (告知義務)

- この保険契約締結の際、お客様が、故意または重大な過失によって、申込書の記載および表示事項または契約情報画面の入力および表示事項(以下、「申込書等の記載等事項」といいます。))について、弊社に知っている事実を告げずまたは事実でないこともしくは事実に基づかないこと(以下「不実のこと」といいます。))を告げたときは、弊社は、お客様に対する通知をもってこの保険契約を解除することができます。お客様と被保険者が異なる場合で、被保険者が故意または重大な過失により、申込書等の記載等事項に関し、不実のことを告げることを勧め、重要な事実を告げることや、または告げないことを勧めたことにより、お客様が、申込書等の記載等事項について、弊社に知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときも同様とします。
2. 前項の規定は、次の各号に掲げるいずれかの場合には適用しません。
- (1) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
  - (2) 弊社がこの保険契約締結の際、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合、または過失によってこれらを知らなかった場合
  - (3) お客様または被保険者が、弊社がこの保険契約を解除する前であって、かつ、第1条(保険金をお支払いする場合)第1項に定める保険金をお支払いする事由が発生する前に、申

## ■ 第 8 条 (被保険者のお住まいに関する通知義務)

- お客様または被保険者は、この保険契約締結後、次の各号に掲げるいずれかの事実が発生した場合、遅滞なくその旨を弊社に申し出て承認を請求しなければなりません。
- (1) 被保険者のお住まいを移転された場合
  - (2) 保険証券等に記載される被保険者のお住まいの用途に変更が生じた場合
  - (3) 被保険者が、地震被災者のための生活支援費用保険(半壊型)契約または地震被災者のための生活支援費用保険(全壊型)契約の他の被保険者と住民票上の世帯を同

## ■ 第 9 条 (お客様の住所に関する通知義務)

- お客様の住所に変更があった場合は、お客様は遅滞なく、その旨を弊社に通知しなければなりません。
2. お客様が前項の規定による通知を怠った場合は、弊社にお届けのあった最終の住所に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時にお客様に到達したものとみなします。

## ■ 第 10 条 (保険契約の無効)

- この保険契約の締結の際、次の各号の事実があったときは、保険契約は無効とします。
- (1) お客様または被保険者が、被保険者のお住まいにすでに第1条(保険金をお支払いする場合)の保険金を支払うべき地震等による損害が生じていたこと、または地震等による火災、損壊、埋没もしくは流失の現実かつ急迫の危険が生じていることを知っていたとき
  - (2) 他人のために保険契約を締結する場合において、お客様が、その旨を保険契約申込書に明記しなかったとき
  - (3) この保険契約の被保険者または被保険者と同居する方を被保険者とする地震被災者のための生活支援費用保険(全壊型)または地震被災者のための生活支援費用保険(半壊型)(以下この号において「他の契約」といいます。))が既に締結されている場合で、保険証券にこの保険契約の保険期間の始期として記載された日以後も既に締結された他の契約が存続しているとき。ただし、この保険契約を第7条(告知義務)の規定により弊社から

## ■ 第 11 条 (保険契約の失効)

- この保険契約締結後、次の各号に掲げるいずれかの事実が発生した場合、その事実が発生した時に、この保険契約は、その効力を失います。ただし、第22条(保険金支払後の保険契約)第1項および第2項の規定によりこの保険契約が終了した場合を除きます。
- (1) 被保険者のお住まいの全部が滅失した場合

## ■ 第 12 条 (被保険者が死亡した場合の特別取扱い)

- 前条第3号にかかわらず、被保険者のお住まいに居住する被保険者の法定相続人(以下、「法定相続人」といいます。))が、この保険契約の被保険者の地位を継承する旨を申し出て、弊社がこれを承認した場合は、この限りではありません。
2. 前条第3号および前項の規定にかかわらず、被保険者のお住まいが第1条(保険金をお支払いする場合)第1項に規定する保険金をお支払いする事由が発生したときから、弊社が保険金をお支払いするまでに被保険者が死亡した場合は、弊社は、民法の規定に従い、被保険者の法定相続人に対し保険金をお支払いします。この場合において、お客様と被保険者が同一のときは、法定相

## ■ 第 13 条 (お客様による保険契約の解除)

- お客様は、弊社に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。

## ■ 第 14 条 (保険契約解除の効力)

- 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

## ■ 第 15 条 (保険料の返還 - 契約の無効・失効の場合)

- この保険契約が無効または失効の場合であっても、次の各号に定めるときは、弊社は、保険料を返還しません。
- (1) お客様または被保険者の故意または重大な過失によりこの保険契約が無効または失効となったとき
  - (2) 第11条(保険契約の失効)第4号によりこの保険契約が失効となった場合において、その失効の原因となる事由が第5条(保険金をお支払いしない場合)第1項に定める地震被災費用保険金のお支払いしない事由アに該当するとき
2. この保険契約が無効または失効の場合(前項各号に定める場合を除きます。))は、弊社は、無効のときは保険料の全額を返還し、失効のときは領収した保険料のうち未経過期間に対し

## ■ 第 16 条 (保険料の返還 - 契約解除の場合)

- 第7条(告知義務)第1項の規定により、弊社がこの保険契約を解除したときは、弊社は、保険料を返還しません。
2. 第8条(被保険者のお住まいに関する通知義務)第2項の規定により、弊社がこの保険契約を解除したときは、弊社は、領収した保険料のうち未経過期間に対し日割をもって計算した保険料(10円未満の端数は四捨五入します。))を返還します。ただし、既経過期間中に第1条(保険金をお支払いする場合)第1項に定める保険金をお支払いする事由が発生し、保険金をお支払いし

- に記載された方法で弊社に対して払い込まなくてはなりません。弊社は、保険料領収後、お客様の住所あてに保険証券等を送付します。
4. 弊社がお客様に第2項の通知書を送付した日(以下、「通知書送付日」といいます。))の翌日から起算して30日以内に、お客様が通知書に記載された保険料を払い込まなかった場合、弊社は、お客様の住所にあてた書面による通知またはお客様のメールアドレスにあてた電子メールによる通知をもって、この保険契約を解除することができます。
5. 第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、前項の規定による解除は、通知書送付日に遡ってその効力を生じます。
6. 第2項において、引受けを行わないものについては、弊社は、お客様の住所あてに引受けを行わない旨およびその理由を記載した書面を送付します。

- 込書等の記載等事項についての更正を弊社に申し出て、かつ弊社がこれを承認した場合なお、更正の申し出を受けた場合において、この保険契約締結の際、お客様が更正すべき事実を弊社に告げても弊社がこの保険契約を締結していたと認めるときに限り、弊社は、これを承認するものとします。
- (4) 弊社が前項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からこの保険契約を解除せずに30日を経過した場合
3. 第1条(保険金をお支払いする場合)第1項に定める保険金をお支払いする事由が発生した後第1項の解除が行なわれた場合でも、弊社は、保険金をお支払いしません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、弊社は、その返還を請求することができます。
4. 前項の規定は、第1条(保険金をお支払いする場合)第1項に定める保険金を支払うべき地震等による損害が第1項の告げなかった事実または告げた不実のことに基づかないことをお客様または被保険者が証明したときは、適用しません。ただし、第1項の告げなかった事実または告げた不実のことが、弊社の危険測定に関係のないものであった場合には、前項の規定を適用します。

- 一にその変更が生じた場合
2. 前項各号に掲げる事実のいずれかがある場合には、弊社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、お客様に対する通知をもってこの保険契約を解除することができます。
3. 前項による弊社の解除権は、弊社が第1項の事実を知った日の翌日から起算して30日以内に行使しないときは消滅します。

- 解除する場合を除きます。
2. 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条(警戒宣言等)第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言(以下、この項において「警戒宣言」といいます。))が発せられたときは、同法第3条(地震防災対策強化地域の指定等)第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、当該警戒宣言に係る地域内に所在する被保険者のお住まいについて当該警戒宣言が発せられた時から同法第9条(警戒宣言等)第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日(当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日)までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時まで既に締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者のお住まいを同一として引き続き締結された保険契約については、この限りではありません。

- (2) 被保険者のお住まいを被保険者が居住の用に供さなくなった場合
- (3) 被保険者が死亡した場合
- (4) 第5条(保険金をお支払いしない場合)第1項に定めるお支払いしない事由に該当し、地震被災費用保険金が支払われない場合

- 続人は、この保険契約(付帯される特約を含む)に規定される一切の権利および義務を継承するものとし、お客様と被保険者が異なるときは、法定相続人は、この保険契約(付帯される特約を含む)に規定される被保険者の一切の権利および義務を継承するものとします。
3. 前項の場合において、法定相続人が2名であるときは、弊社は、全ての法定相続人間の合意を確認のうえで、代表者1名を定めることができます。この場合において、代表者は、他の法定相続人を代表するものとします。

- し日割をもって計算した保険料(10円未満の端数は四捨五入します。))を返還します。ただし、失効の場合において、既経過期間中に第1条(保険金をお支払いする場合)第1項に定める保険金をお支払いする事由が発生し、保険金をお支払いした場合は、保険料は返還しません。
3. 前2項の規定にかかわらず、第11条(保険契約の失効)第2号および第3号に規定する失効の場合には、領収した保険料のうち未経過期間に対し日割をもって計算した保険料(10円未満の端数は四捨五入します。))を返還します。ただし、既経過期間中に第1条(保険金をお支払いする場合)第1項に定める保険金をお支払いする事由が発生し、保険金をお支払いした場合は、保険料は返還しません。

- た場合は、保険料は返還しません。
3. 第13条(お客様による保険契約の解除)の規定により、お客様がこの保険契約を解除したときは、弊社は、領収した保険料から既経過期間(1円未満の端数は切り上げます。))に対し日割をもって計算した保険料(10円未満の端数は四捨五入します。))を差し引いて、その残額を返還します。ただし、既経過期間中に第1条(保険金をお支払いする場合)第1項に定める保険金をお支払いする事由が発生し、保険金をお支払いした場合は、保険料は返還しません。

## ■ 第 17 条 (弊社による保険期間中の保険契約の変更または解除)

地震の頻発等により、弊社の保険料の計算の基礎に著しい影響をおよぼす状況が発生した場合、弊社は、弊社の定めるところにより、この保険契約の保険期間中において、未經過期間に対する保険料の増額の請求または保険金額の減額を行うことがあります。

2. 巨大地震の発生等により、保険金の支払事由が集中して発生し、保険金支払のための財源が不足する場合、弊社は、弊社の定めるところにより、保険金を削減してお支

払いすることがあります。

- 弊社は、第1条(保険金をお支払いする場合)に規定する被害認定の制度が変更された場合または震度階級の定義もしくは測定方法が変更された場合、この保険契約の保険期間中において、この保険契約を解除することがあります。この場合には、前条第2項に定める解除の場合の保険料の返還の規定にしたがって保険料を返還します。

## ■ 第 18 条 (損害発生の場合の手続き)

損害発生の場合の手続きは、次の表に定めるところによります。

保険金の種類	必要な手続き	提出書類
地震被災費用保険金	お客様または被保険者は、被保険者のお住まいについて第1条(保険金をお支払いする場合)の地震被災費用保険金を支払うべき地震等による損害が生じたことを知ったときは、これを弊社に遅滞なく通知してください。	お客様または被保険者は、左欄に規定する通知を行った日の翌日から起算して90日以内に、次の各号に掲げる書類を弊社に提出してください。 (1)弊社の定める保険金請求書 (2)被災証明書 (3)住民票の写し (4)その他弊社が要求する書類
震度6強被災保険金	お客様または被保険者は、被保険者のお住まいについて第1条(保険金をお支払いする場合)の震度6強被災保険金を支払うべき地震が生じたことを知ったときは、これを弊社に遅滞なく通知してください。	お客様または被保険者は、左欄に規定する通知を行った日の翌日から起算して90日以内に、次の各号に掲げる書類を弊社に提出してください。 (1)弊社の定める保険金請求書 (2)住民票の写し (3)その他弊社が要求する書類

- 被保険者のお住まいについて前項に定める通知を受けたときは、弊社は、被保険者のお住まいを調査することができます。
- 弊社は、次の各号に掲げるいずれかの場合には、保険金をお支払いしません。  
(1)お客様または被保険者が、正当な理由なく第1項の規定に違反したとき

- (2)お客様または被保険者が、第1項に規定する提出書類につき知っている事実を表示しなかったとき、または不実のことを表示したとき
- (3)お客様または被保険者が、正当な理由なく第2項の調査を拒んだときまたは妨げたとき

## ■ 第 19 条 (損害防止義務)

お客様または被保険者は、地震等が生じたときは、ご自身の負担で、地震等による損害の防止または軽減に努めなければなりません

## ■ 第 20 条 (代位)

弊社は、第1条(保険金をお支払いする場合)第1項に定める保険金をお支払いする事由について保険金をお支払いしたときは、その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を書さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者に対して有する権利を代位取得します。

- お客様または被保険者は、弊社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために弊社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、弊社の負担とします。

## ■ 第 21 条 (保険金の支払時期)

弊社は、お客様または被保険者が第18条(損害発生の場合の手続き)第1項に規定する書類を提出した日の翌日から起算して30日以内に、保険金をお支払いします。ただし、弊社が、

この期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終了した後、遅滞なく保険金をお支払いします。

## ■ 第 22 条 (保険金支払後の保険契約)

弊社が、地震被災費用保険金をお支払いした場合、この保険契約は、その保険金の支払いの原因となった地震等による損害が生じた時に終了します。

2. 弊社が、お客様または被保険者が2回以上震度6強被災保険金の請求を受け、被保険者

に対してお支払いした震度6強被災保険金の総額がこの保険契約の保険金額に達した場合、この保険契約は、最後の震度6強被災保険金の支払いの原因となった地震が生じた時に終了します。

## ■ 第 23 条 (保険契約の継続)

- 弊社は、この保険契約を継続する意思がある場合には、この保険契約の保険期間の末日の少なくとも3か月前の日までに、保険料および引受内容を記載した継続通知書および継続契約変更届出書兼更改告知書(以下、「変更届出書」といいます。)をお客様に送付いたします。
- 前項の継続通知書の記載事項に変更すべき事項があるときは、お客様は、変更届出書に当該変更事項を記載のうえ、遅滞なく弊社に対しこれを返送しなければなりません。
- 弊社が第1項の規定により継続通知書および変更届出書を送付した場合は、お客様より、この保険契約の保険期間の末日までに、この保険契約を継続しない旨の意思表示がない限り、弊社は、お客様が継続通知書の記載事項(ただし、前項の規定によりお客様が変更届出書を返送した場合は、変更届出書に記載された変更事項が反映されたものとした記載事項とします。)で継続する旨の意思表示をしたものとみなします。
- 弊社が前項の規定により、お客様からの継続の意思表示を受けたものとみなした場合は、弊社は、この保険契約の引受けを継続します。ただし、前項に規定する変更届出書に記載された変更事項に限り、弊社は、継続後の保険契約(以下「継続契約」といいます。)の引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、この保険契約を継続します。この場合、弊社は、継続契約の保険料を領収した後、保険証券等をお客様に送付いたします。
- お客様は、前項の規定により送付された保険証券等の記載事項を点検し、保険証券等の

- 内容に訂正がある場合は、弊社に対し、速やかに訂正の申し出を行わなければなりません。なお、訂正の申し出をする場合は、電話、情報機器等の通信手段を用いて行うことができます。
- 第3項および第4項の規定にかかわらず、継続契約の保険期間の初日までの間に、継続契約に対し弊社が行う危険測定に重要な影響を及ぼす変更が生じた場合および継続契約の内容がお客様の責に帰すべき事由により事実と異なる場合には、弊社は、お客様に対する通知により、この保険契約の継続契約を解除することができます。
- 前項の規定による解除は、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、継続契約の保険期間の初日に遡ってその効力を生じます。
- 第4項において、引受けを行わないものについては、弊社は、書面により引受けを行わない旨を、その理由を記載のうえお知らせします。
- 前各号にかかわらず、保険契約が継続された後に、継続前の保険契約の保険期間中に生じた地震等による損害により、地震被災費用保険金の支払いがあった場合には、保険契約は継続しなかったものとみなします。この場合で既に継続契約の保険料として払い込まれた金額があるときは、弊社はその金額を返還します。

## ■ 第 24 条 (継続契約の告知義務)

前条の規定により、この保険契約が継続される場合においては、第7条(告知義務)の規定を適用するものとします。この場合において、同条第1項ならびに第2項第2号および第3号の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、同条第1項の規定中「申込書の記載および表示事項または契約情報画面の入力および表示事項(以下、「申込書等の記載等事項」といいます。)」とあるのは「申込書の記載および表示事項または契約情報画面の入力および表示事項(以下、「申込書等の記載等事項」といいます。)」および

変更届出書に記載した変更事項」と、「申込書等の記載等事項」に関し、とあるのは「申込書等の記載等事項および変更届出書に記載した変更事項」に関し、と、「申込書等の記載等事項について、」とあるのは「申込書等の記載等事項および変更届出書に記載した変更事項について、」と、同条第2項第3号の規定中「申込書等の記載等事項」とあるのは「申込書等の記載等事項」と、同条第2項第3号の規定中「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。

## ■ 第 25 条 (継続保険料の払込み)

お客様は、継続契約の保険料(以下、「継続保険料」といいます。)を、この保険契約の保険期間の末日(以下、「払込期日」といいます。)までに払い込むものとします。

## ■ 第 26 条 (継続保険料払込み前の事故)

お客様が、継続保険料について、払込期日までに払い込まなかった場合でも、払込期日の翌日から起算して30日を経過するまでにその払込みを行った場合は、第5条(保険金をお支払いしない場合)第2項の規定は適用しません。

## ■ 第 27 条 (継続保険料不払いによる契約の解除)

お客様が、継続保険料について、払込期日の翌日から起算して30日を経過した後もその払込みを行わなかった場合、弊社は、お客様に対する通知をもって、継続契約を解除することができます。

- 前項の解除は、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、継続契約の保険期間の初日に遡ってその効力を生じます。

## ■ 第 28 条 (継続契約の保険料および保険金額の見直し)

弊社は、第23条(保険契約の継続)第1項により、お客様に継続契約にかかる通知を行うに際し、弊社の定めるところにより、継続契約の保険料をこの保険契約の保険料から増額した金額と、または、継続契約の保険金額をこの保険契約の保険金額から減額した金額に見直しを行うことがあります。この場合には、見直しが行われた保険料および保険金額

- を各継続契約の保険期間の初日から適用します。
- 弊社は、第23条(保険契約の継続)の規定にかかわらず、想定外の巨大地震が頻発した場合や再保険市場の著しい悪化等により、継続契約の引受けが困難になった場合には、弊社の定めるところにより、この保険契約の継続をお断りすることがあります。

## ■ 第 29 条 (通知日以降の継続契約の条件変更)

この保険契約において、第23条(保険契約の継続)第1項の通知日以後に、継続契約に適用すべき制度・料率等を変更する必要が生じた場合は、弊社は、通知された内容と異なる保険料および特約等の契約条件を継続契約に適用することができるものとします。

受領した日の翌日から起算して14日後の日のいずれか遅い日までに、弊社に対してこの保険契約を継続しない旨の書面による意思表示を行うことができます。当該意思表示が行われた場合においては、この保険契約は継続されなかったものとみなし、お客様が継続保険料の払込みを行っている場合は、弊社は当該保険料をお客様に返還します。

- 前項の場合、弊社は、変更後の契約条件をお客様に通知します。
- 前項の通知を受けた場合、お客様は、この保険契約の保険期間の末日または当該通知を

## ■ 第 30 条 (継続契約に適用される特約)

第23条(保険契約の継続)の規定によりこの保険契約が継続される場合において、同条第1項に規定する変更届出書による契約の変更の申し出がない限り、この保険契約に付帯された特約が継続契約に適用されるものとします。

## ■ 第 31 条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によることとします。

## ■第32条 (管轄裁判所)

この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、弊社の本店所在地または保険金の受取人(第12条(被保険者が死亡した場合の特別取扱い)第3項に規定する代表者がいる場合はその代表者とします。)の住所地を管轄する高等裁判所(本庁とします。)の所在地を管轄する地方裁判所(本庁とします。)をもって、合意による管轄裁判所とします。

# 口座振替払い特約 (I型)

## ■第1条 (特約の適用)

この特約は、保険契約締結の際に、弊社とお客様との間に、あらかじめ保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。  
2. この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。  
(1) お客様の指定する口座(以下、「指定口座」といいます。)が、提携金融機関(弊社と

保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。)に、保険契約締結のときに設定されていること  
(2) 保険契約の締結およびお客様から弊社への弊社所定の損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の属する月の前月20日までになされていること

## ■第2条 (保険料の払込み)

保険料の払込みは、提携金融機関ごとに弊社の定める期日(以下、「払込期日」といいます。)に、指定口座から弊社の口座に振り替えることを行うものとします。  
2. 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、弊社は、払込期日に払込み

があつたものとみなします。  
3. お客様は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

## ■第3条 (保険料払込前の事故)

払込期日に保険料の払込みがない場合には、お客様は、保険料を払込期日の属する月の翌月の末日までに、弊社の指定した金融機関に払い込まなければなりません。

2. 被保険者が、保険料払込み前の地震等による損害に対して保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、お客様は保険料を弊社に払い込まなければなりません。

## ■第4条 (保険料不払いの場合の解除)

弊社は、払込期日の属する月の翌月の末日までに保険料の払込みがない場合には、お客様に対する通知をもってこの保険契約を解除することができます。

2. 前項の規定による解除は、普通保険約款第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、保険期間の初日に遡ってその効力を生じます。

## ■第5条 (普通保険約款の適用)

この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第5条(保険金をお支払いしない場合)第2項、第6条(保険契約の申込み)第3項から第5項までの規定は適用しません。  
2. 弊社は、お客様に保険料および引受内容を記載した通知書を送付した場合には、お客様の住所あてに、遅滞なく、保険証券を送付します。

3. この特約が付帯された保険契約が普通保険約款の規定により継続される場合には、普通保険約款第25条(継続保険料の払込み)、普通保険約款第26条(継続保険料払込み前の事故)および普通保険約款第27条(継続保険料不払いによる契約の解除)の規定は適用しません。

# クレジットカード払い特約 (I型)

## ■第1条 (クレジットカードによる保険料払込みの承認)

弊社は、この特約により、弊社の指定するクレジットカード(以下、「クレジットカード」といいます。)によって、お客様がこの保険契約に定められた保険料を払い込むことを承認します。

2. 前項にいうお客様とは、クレジットカード発行会社(以下、「カード会社」といいます。)との間で締結した会員規約等(以下、「会員規約等」といいます。)に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた方に限ります。

## ■第2条 (クレジットカードによる保険料の払込み)

弊社は、お客様からクレジットカードによる保険料の払込みの申し出があつた場合、弊社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認(以下、「有効性の確認」といいます。)を行ったうえで当該申し出に対する承認をした日(以下、「承認日」といいます。)に、お客様が当該保険料を払い込んだものとみなします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。  
(1) 会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用されない場合  
(2) 弊社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、お客様が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、かつ、カード会社に保険料が既に払い込まれている場合を除きます。

間中である場合  
既存の保険契約の保険期間の末日(当該保険契約の保険期間の末日以前の日に有効性の確認を行います。)

3. この特約が付帯された保険契約においては、保険証券等に保険期間の始期として記載される日は前項各号に定める承認日の翌日とします。ただし、弊社は、お客様から承認日の翌日以降の任意の日を保険期間の始期として記載される日(以下この条において「始期日」といいます。)とする指定があつた場合であつて、弊社が承認したときは、その指定された日を始期日とすることができます。  
4. 弊社が第1項に規定するクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うことができず、第1項の申し出に対する承認を行わない場合は、弊社は、直ちにお電話、契約情報画面または書面により、お客様に対しその旨をお知らせします。  
5. この特約が付された保険契約が継続される場合には、第1項の規定は、継続契約の保険料の払込みにも適用されます。ただし、継続契約の保険料については、お客様からのクレジットカードによる保険料の払込みの申し出を不要とし、弊社は継続前の保険契約の保険期間中に第1項に定める承認を行います。この場合には、継続契約の始期日は、継続前の保険契約の保険期間の末日の翌日とします。

## ■第3条 (カード会社から保険料相当額を領収できない場合)

弊社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、弊社は、お客様に当該保険料を直接に請求することができます。ただし、会員規約等に従ってカード会社に保険料が既に払い込まれているときは、弊社は、その払い込まれた保険料についてお客様に請求できないものとします。  
2. 弊社が前項の規定により保険料を請求し、お客様が遅滞なく弊社に対し当該保険料を払い込んだ場合は、弊社は、承認日に遡って、当該保険料を領収したものとみなします。

この場合には、この特約は保険期間の初日に遡ってその効力を失います。  
3. 弊社が第1項の規定によりお客様に保険料を請求し、お客様が弊社に対し当該保険料を遅滞なく払い込まなかった場合には、弊社は、お客様に対する通知をもって保険契約を解除することができます。  
4. 前項の規定による解除は、普通保険約款第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、保険期間の初日に遡ってその効力を生じます。

## ■第4条 (保険料の返還の特則)

弊社がこの保険契約について保険料を返還する場合には、弊社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、カード会社からの保険料相当額の領収前に保険料を返還します。  
(1) 会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用され、かつ、弊社が第3

条(カード会社から保険料相当額を領収できない場合)第1項の規定によりお客様に保険料を請求し、かつ、お客様が遅滞なく弊社に当該保険料を払い込んでいる場合  
(2) 会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用され、かつ、会員規約等に従ってカード会社に保険料が既に払い込まれている場合

## ■第5条 (継続契約の保険料の不払いによる直接請求および解除)

この保険契約が普通保険約款第23条(保険契約の継続)の規定により継続される場合で、継続契約の保険料について、弊社が継続契約の保険期間の初日の前日までに第2条(クレジットカードによる保険料の払込み)に規定する承認を行わなかった場合、または、弊社がカード会社から継続契約の保険料相当額を領収できない場合は、弊社は、お客様に対し、当該保険料を直接に請求することができます。ただし、会員規約等に従ってカード会社に継続契約の保険料が既に払い込まれているときは、弊社は、その払い込まれた保険料について、お客様に請求できないものとします。

2. 前項の規定による請求に対し、お客様が遅滞なく弊社に対し保険料を払い込んだ場合は、弊社は、継続契約の保険期間の初日の前日に遡って、当該保険料を領収したものとみなします。この場合、継続契約にこの特約は付されなかったものとします。  
3. 第1項の規定による請求に対し、お客様が弊社に対し保険料を遅滞なく払い込まなかった場合には、弊社は、お客様に対する通知をもって継続契約を解除することができます。  
4. 前項の規定による解除は、普通保険約款第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、継続契約の保険期間の初日に遡ってその効力を生じます。

## ■第6条 (普通保険約款の適用除外等)

この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第6条(保険契約の申込み)第2項から第6項までの規定は適用しません。  
2. 普通保険約款第6条第1項により、弊社がこの特約を付帯した申込書の送付または契約情報画面の送信を受けたときは、弊社は保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行った場合には、お客様の住所あてに保険証券を送付します。

3. 前項にかかわらず、引受けを行わないものについては、弊社は、お客様の住所あてに引受けを行わない旨およびその理由を記載した書面を送付します。  
4. この特約が付帯された保険契約が普通保険約款の規定により継続される場合には、普通保険約款第25条(継続保険料の払込み)、普通保険約款第26条(継続保険料払込み前の事故)および普通保険約款第27条(継続保険料不払いによる契約の解除)の規定は適用しません。

ご不明な点、ご相談、苦情などお気軽にお問合せください。専門スタッフがていねいにお答えします。

お客様コールセンター

**0120-431-909** 受付時間 /9:00 ~ 18:00  
(土・日・祝日を除く)



日本震災パートナーズ株式会社  
Shinsai Partners Inc